

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（発行価格等の公表の方法） 第十四条の二 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法 三 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（電話その他の方法によりその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方に当該事項を閲覧したことを直接に確認する場合に限る。） 2 前項第二号及び第三号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持し	（発行価格等の公表の方法） 第十四条の二 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法 （新設） 2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持し

態を維持しなければならない。

なければならない。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案		現行
第二号様式		第二号様式
【表紙】 【提出書類】 第一部～第四部（略） （記載上の注意） （1）～（60）（略） （61）連結貸借対照表		【表紙】 【提出書類】 第一部～第四部（略） （記載上の注意） （1）～（60）（略） （61）連結貸借対照表
最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の16第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、<u>中間連結貸借対照表</u>）を併せて掲げること。		最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後に出出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る<u>直近の</u>四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の16第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに定める期間を経過した後に出出書を提出する場合は<u>中間連結貸借対照表</u>）を併せて掲げること。
a <u>最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この（61）及び（66）のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この（61）において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この（61）において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間</u> 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間 b <u>次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この（61）において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間</u> 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間 c <u>次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間</u> 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間		a <u>最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過した日</u> 当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間 b <u>最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日</u> 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間 c <u>最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日</u> 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間
また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に出出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。 (62) ～ (65)（略） (66) その他（略） a（略） b 次の(a)から(c)までに掲げる場合に並び、当該aから(c)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により		また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に出出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。 (62) ～ (65)（略） (66) その他（略） a（略） b 次の(a)から(c)までに掲げる場合に並び、当該aから(c)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u>当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (b) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書によ</u>

照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (e) 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）	り四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (c) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近連結会計年度の</u>次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (d) 半期報告書を提出する会社において、<u>最近連結会計年度の</u>次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） (e) <u>最近連結会計年度の</u>次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
c・d （略） (67) （略） (68) 貸借対照表 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（<u>四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。</u>）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表）を併せて掲げること。	c・d （略） (67) （略） (68) 貸借対照表 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合（<u>特定事業会社がa及びcに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合を除く。</u>）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は、中間貸借対照表）を併せて掲げること。
a <u>最近事業年度の次の事業年度（以下この(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この(68)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間</u> 当該次の事業年度における第1四半期会計期間 b <u>次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間</u> 当該次の事業年度における第2四半期会計期間 c <u>次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日までの期間</u> 当該次の事業年度における第3四半期会計期間 また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。 (69) ～ (73) （略） (74) その他 a （略） b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(c)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(c)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲	a <u>最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後提出期間を経過した日</u> b <u>当該次の事業年度の最初の四半期会計期間</u> c <u>当該次の事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日</u> また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。 (69) ～ (73) （略） (74) その他 a （略） b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(c)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(c)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期</u>

げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)) 当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)) 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (e) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 d・e (略) (75) ～ (87) (略)	貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (c) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の</u>次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)) 当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (d) 半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の</u>次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)) 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (e) <u>最近事業年度の</u>次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) c 6箇月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 d・e (略) (75) ～ (87) (略)
--	---

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案		現行
第二号の四様式		第二号の四様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【企業情報】 第1～第4 (略) 第5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 ① 【連結貸借対照表】 (10－2) ②～⑤ (略) ② 【その他】 (10－3) 2 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 ① 【貸借対照表】 (10－4) ②～⑤ (略) (2) (略) (3) 【その他】 (10－5) 第6・第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(10) (略) (10－2) 連結貸借対照表 最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表）を併せて掲げること。 a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この(10－2)及び(10－3)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この(10－2)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(10－2)において「第2四半期連結会計期間」という。）を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間 b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(10－2)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間 c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四		【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【企業情報】 第1～第4 (略) 第5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 ① 【連結貸借対照表】 ②～⑤ (略) ② 【その他】 2 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 ① 【貸借対照表】 ②～⑤ (略) (2) (略) (3) 【その他】 第6・第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(10) (略) (新設)

半期連結会計期間 (10－3) その他	(新設)
<u>a</u> 最近連結会計年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。 ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。 <u>b</u> 次の(a)から(d)までに掲げる場合に於いて、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。 <u>(a)</u> 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(10－2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）―当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能となき場合は、当該形式により記載すること。） <u>(b)</u> 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(10－2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）―当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能となき場合は、当該形式により記載すること。） <u>(c)</u> 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(10－2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）―当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能となき場合は、当該形式により記載すること。） <u>(d)</u> 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能となき場合は、当該形式により記載すること。） <u>c</u> 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下このcにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。 <u>(a)</u> 売上高 <u>(b)</u> 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。） <u>(c)</u> 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。） <u>(d)</u> 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。） <u>d</u> 企業集団の営業その他に重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。 (10－4) 貸借対照表 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していいい会社に限る。(10－5)において同じ。）が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びbに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表）を併せて掲げること。 <u>a</u> 最近事業年度の次の事業年度（以下この(10－4)並びに(10－5)のb及びcにおいて「次の事	

業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この（10－4）において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計の次の四半期会計期間（以下この（10－4）において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第1四半期会計期間 　b　次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この（10－4）において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第2四半期会計期間 　c　次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第3四半期会計期間（10－5）　その他 　a　最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。 　b　1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に於て、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、（10－3）のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 　(a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－4）ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） 　(b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－4）ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） 　(c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－4）ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） 　(d) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。） 　e　6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、（10－3）のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。 　d　提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半期会計期間（以下このdにおいて「最終四半期会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。 　(a) 売上高 　(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。） 　(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る四半期純	(新設)
--	------

利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したものをいう。） (d) <u>1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したものをいう。）</u> <u>提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。</u>	
e (11) ～ (14) (略)	(11) ～ (14) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案		現 行
第七号様式		第七号様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
第一部～第四部（略） （記載上の注意） （1）～（52）（略） （53） 財務書類		第一部～第四部（略） （記載上の注意） （1）～（52）（略） （53） 財務書類
a（略）		a（略）
b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類も掲げること。		b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期財務書類も掲げること。
(a) 最近事業年度の次の事業年度（以下このbにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下このbにおいて「第1四半期会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下このbにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下このbにおいて「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間		(a) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間
b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下このbにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間		b) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間
(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間		(c) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に属する中間財務書類も掲げること。
(54) ～ (59)（略）		(54) ～ (59)（略）